

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例の創設

消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、平成31年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合、所得税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例として、住宅ローン控除の控除期間を3年延長することとされました。（ただし、消費税率10%が適用される住宅取得等に限りです。）

●適用条件

- ① 平成31年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した。
- ② 消費税率10%で住宅を取得した。

●住宅ローン控除の特例の詳細（所得税）

・入居1～10年目

改正前の制度と同様の所得税の税額控除。

・入居11年目～13年目

各年において、以下のいずれか少ない金額を所得税の税額控除とします。

- ① 住宅ローン年末残高（4,000万円（認定住宅は5,000万円）を限度）×1%
- ② 【住宅取得費－住宅取得費に含まれる消費税額】（4,000万円（認定住宅は5,000万円）を限度）×2%÷3

入居11年目～13年目についても、入居1年目～10年目と同様に所得税額から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円））の範囲で、住民税から控除します。

詳しくは市HPの「市・県民税」>「税額控除」の（3）住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）をごらんください。